優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十二年八月十九日付官報の号外第一七四号八十五頁に掲載されています。

平成二十三年二月二十五日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター
東京ロジスティック特定目的会社
取締役　内山**隆**太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十二年八月十九日付官報の号外第一七四号八十九頁に掲載されています。

平成二十三年二月二十五日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター
加須ロジスティック特定目的会社
取締役　内山**隆**太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十二年八月十九日付官報の号外第一七四号八十九頁に掲載されています。

平成二十三年二月二十五日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター
小牧ロジスティック特定目的会社
取締役　内山**隆**太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十二年八月十九日付官報の号外第一七四号八十四頁に掲載されています。

平成二十三年二月二十五日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター
大阪ロジスティック特定目的会社
取締役　内山**隆**太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十二年八月十九日付官報の号外第一七四号八十六頁に掲載されています。

平成二十三年二月二十五日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター
東海ロジスティック特定目的会社
取締役　内山**隆**太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十二年八月十九日付官報の号外第一七四号八十八頁に掲載されています。

平成二十三年二月二十五日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター
習志野ロジスティック特定目的会社
取締役　内山**隆**太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条に基づき優先資本金の額を金二千八百四十五万円（但し、A号優先出資について金二千八百四十五万円）減少し、金十八億五千二十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十二年九月二十一日付官報の号外第一九九号一二四頁に掲載されています。

平成二十三年二月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　特定目的会社Ｋｅｎ―１ＭＡＸ
取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十二年六月十八日付官報の号外第百二十八号百五十八頁に掲載されています。

平成二十三年二月二十五日

東京都中央区日本橋室町三丁目一番二〇号
ルネサンス特定目的会社
取締役　須貝　信

正　誤

ページ	段	行	誤	正
五	下	一九	**第五条**	**第四条**
五	下	一九	「CL259　やまぎく」は	「CL261259　やまぎく　ことざくら」の誤り。
六	上	一	**第六条**	**第五条**
〃	〃	四	**第七条**	**第六条**
〃	〃	七	**第八条**	**第七条**
六	上	一〇	**第九条**	**第八条**
〃	〃	一三	**第十条**	**第九条**
〃	〃	一〇	**第十一条**	**第十条**
〃	〃	六	**第十二条**	**第十一条**
〃	〃	三	**第十三条**	**第十二条**
〃	下	一	**第十四条**	**第十三条**
〃	〃	四	**第十五条**	**第十四条**
〃	〃	七	**第十六条**	**第十五条**
五	下	一九	「CL165　てるぎく　CL169　こざくら　CL167　えぞかぜ　CL166　やまぎく」は	「CL165　てるぎく　CL169　こざくら　CL167　えぞかぜ　CL166　やまぎく」の誤り。
六	上	一〇	**第九条**	**第八条**
〃	〃	一三	**第十条**	**第九条**
〃	〃	一〇	**第十一条**	**第十条**
〃	〃	六	**第十二条**	**第十一条**
〃	〃	三	**第十三条**	**第十二条**
〃	下	一	**第十四条**	**第十三条**
〃	〃	四	**第十五条**	**第十四条**
〃	〃	七	**第十六条**	**第十五条**
六	下	一二	第三条	第二条
〃	〃	一四	第四条	第三条
〃	〃	一三	第五条	第四条
〃	〃	一三～一四	第六条	第五条
〃	〃	一四	第七条	第六条
〃	〃	一四	第八条	第七条
〃	〃	一五	第九条	第八条
〃	〃	一五	第十条	第九条
〃	〃	一六	第十一条	第十条
〃	〃	一七	第十二条	第十一条
〃	〃	一七	第十三条	第十二条
〃	〃	一七	第十四条	第十三条
〃	〃	一七	第十五条	第十四条
〃	〃	一八	第十六条	第十五条
六	下	一七	五ページ下段一七行目から一八行目の「CL165　てるぎく　CL169　こざくら」を削る。	
六	下	一八	五ページ下段六行目から八行目を削る。	
六	下	一九	六ページ下段一一行目「規定は平成二十三年二月十日から、第二条の」を削る。	
六	下	一九	平成二十三年二月十四日（号外第二十八号）官庁報告欄官庁事項の部（都市再生基本方針の一部変更について）（原稿誤り）	
一二	三	終りから一一	「㈱㈱㈱Ｓ２」以下は改行し、行頭を一字下げる。	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月二十五日付第三七号一
調達第三七号三二ページ

九二ページ●同日付第三八号二四ページ●同日付政府

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）